

令和3年度 男女平等参画関係法律相談事業

法律相談

公益財団法人 北海道女性協会

無料

対面による相談です

配偶者や恋人の暴力に悩んでいませんか…
職場のセクハラやパワハラに困っていませんか…
ひとりで悩まず、思い切って相談してみましよう！
法律に関するどんなことでも、
弁護士が相談に応じます。



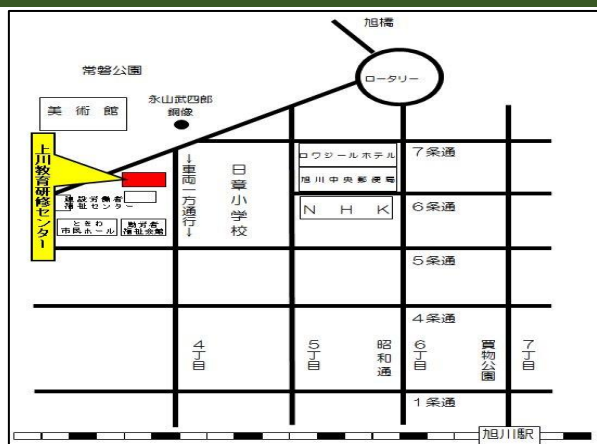
開催要項

相談内容	DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー、雇用・労働問題、離婚など 様々な法律問題に関すること
相談日	令和3年10月1日（金）
時間	午後1時30分～午後4時30分（1人30分）
相談員	弁護士 菅沼 和歌子（旭川弁護士会）
申込方法	電話による予約制（先着6人まで） 予約受付 令和3年8月31日（火）から 午前9時～午後5時（日曜・祝日は除く） ※男女性別問わず、どなたでもご利用になれます。

* 相談会場 *

上川教育研修センター（旭川市6条通4丁目）

※当日は、1階の第2研修室が受付となります。（予約された方のみのお受付になります）



問い合わせ・予約先

公益財団法人北海道女性協会

011-251-6329